

平成二十六年二月二十五日受領
答 弁 第 三 七 号

内閣衆質一八六第三七号

平成二十六年二月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出在コンゴ民主共和国日本国大使館における放火事件に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出在コンゴ民主共和国日本国大使館における放火事件に関する再質問に対する答弁書

一について

平成二十五年六月二十日夜（現地時間）に在コンゴ民主共和国日本国大使館事務所で発生した火災（以下「本件火災」という。）に関し現住建造物等放火罪で起訴されていた被告人は、同大使館の現金を業務上預かり保管中、合計二十五万八千六百三十七ドル及び二十一万六千六百コンゴフランを横領したとの事実により、平成二十六年二月十三日に起訴された。

二及び三について

富永純正コンゴ民主共和国駐^{さつ}特命全権大使（以下「富永大使」という。）に対する退職金は、富永大使が退職する時点において、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づき適切に判断することとなる。また、お尋ねの「大使手当」の意味が必ずしも明らかではないが、富永大使には、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）に基づき、帰国を命ぜられて在勤地を出発する日の前日まで、在勤基本手当が支給される。

四について

外務省として、一について述べた横領事件に関し、本件火災当時^に在コンゴ民主共和国日本国大使館において出納官吏であり、かつ、次席館員であつた二木孝同省大臣官房文化交流・海外広報課人物交流室課長補佐に対して国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十二条第一項の規定による懲戒戒告の処分を行った。また、同省として、同大使館において一定の職責を有する複数の職員を同省の内規に基づき厳正に処分したが、これらの者の官職及び氏名については、個人のプライバシーに関わる事柄であり、お答えすることは差し控えたい。